



社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後			
別紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱			
第1 (略)			
第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金			
1 (略)			
(定義)			
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
①～⑩ (略)	(略)	(略)	(略)
⑪ 平成18年9月29日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく精神障害者退院支援施設	精神障害者退院支援施設		
⑫～⑬ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	(略)
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、	児童福祉施設 児童相談所	助産施設 母子生活支援施設 保育所 乳児院 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

現 行			
別紙 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱			
第1 (略)			
第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金			
1 (略)			
(定義)			
2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
①～⑫ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)			
(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① (略)	(略)	(略)	(略)
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。)、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、	児童福祉施設 児童相談所	助産施設 母子生活支援施設 保育所 乳児院 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

同法第35条第5項に
 基づく職員養成施設
 設、同法第6条第2
 項に基づく児童自立
 生活援助事業所、同
 法第1項に基づく小
 規模住居型児童養育
 事業所、同法第1項
 8に基づく小規模住
 居型児童養育事業所
 へ子育て支援のため
 の拠点施設（削除）
 平成20年11月28日
 雇児発第11280
 03号厚生労働省雇
 用均等・児童家庭局
 長通知「次世代育成
 支援対策交付金の評
 定基準について」に
 基づき、平成11年
 1月7日省令第14
 号局長通知「子育て
 支援のための拠点
 施設設置の措置につ
 いて」に基づく子育
 て支援のための拠点
 施設（削除）（以下「
 助産施設等」という。）

一時保護施設
 職員養成施設
 児童自立生活援助
 事業所
 小規模住居型児童
 養育事業所
 へ子育て支援のため
 の拠点施設
 （削除）

③～⑤（略）

（略）

（略）

（略）

（交付の対象）

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)

同法第35条第5項に
 基づく職員養成施設
 設、同法第6条第2
 項に基づく児童自立
 生活援助事業所、同
 法第1項に基づく小
 規模住居型児童養育
 事業所、同法第1項
 8に基づく小規模住
 居型児童養育事業所
 へ子育て支援のため
 の拠点施設
 平成20年11月28日
 雇児発第11280
 03号厚生労働省雇
 用均等・児童家庭局
 長通知「次世代育成
 支援対策交付金の評
 定基準について」に
 基づき、平成11年
 1月7日省令第14
 号局長通知「子育て
 支援のための拠点
 施設設置の措置につ
 いて」に基づく子育
 て支援のための拠点
 施設、平成17年8月
 23日雇児発第08230
 01号厚生労働省雇用
 均等・児童家庭局長
 通知「母子保健医療
 対策等総合支援事業
 の実施について」に
 基づく妊産婦ケアセ
 ンター（以下「助産
 施設等」という。）

一時保護施設
 職員養成施設
 児童自立生活援助
 事業所
 小規模住居型児童
 養育事業所
 へ子育て支援のため
 の拠点施設
 妊産婦ケアセン
 ター

③～⑤（略）

（略）

（略）

（略）

（交付の対象）

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)

(8)精神障害者退院支援施設	平成18年9月29日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく精神障害者退院支援施設	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(9)～(10) (略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 7～ㄱ (略)	(略)	(略)	(略)
ㄱ 削除	削除	削除	削除
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)障害者支援施設等 7 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(4) 障害者自立支援法第79条第2項	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3

(2) (略)

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 7～ㄱ (略)	(略)	(略)	(略)
ㄱ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」	都道府県	1/2
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(略)	(略)	(略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)障害者支援施設等 7 障害福祉サービス事業所	障害者自立支援法第79条第2項	(7) 市町村				
		(4) 地方税法 (昭和25年法律第226				

イ (略)

ウ (項) 児童福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 7~カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
キ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生局長児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	(7)市町村(児童相談所設置市を除く。) (イ) 社会福祉法人(放課後児童クラブに限る。) (ウ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人(放課後児童クラブに限る。) (エ) 過去に児童厚生施設等施設整備費補助金を受けて整備した放課後児童クラブを有する一般社団法人又は一般財団法人(放課後児童クラブに限る。)	予算措置 予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3/4 3/4 3/4	2/3 2/3 2/3
ク 削除	削除	削除	削除	削除	削除	削除

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 助産施設等 7~カ(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
キ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生局長児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	(7)市町村(児童相談所設置市を除く。)	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ク 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合	(7) 社会福祉法人 (イ) 公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3

								支援事業の実 施について					
(3)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(6)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)(略)							(2)(略)						
5～10(略)							5～10(略)						
別表～別紙9(略)							別表～別紙9(略)						